



2025年1月14日

各 位

会 社 名 株式会社SCREEN ホールディングス
代 表 者 名 取締役社長 廣江 敏朗
(コード番号 7735 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 経営戦略本部
コーポレートコミュニケーション室長
乙部 千穂
TEL (075) 414 - 7233

特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ

当社は、2025年1月10日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会より調査報告書を受領後、個人のプライバシー、取引先企業等の機密情報保護の観点から、部分的な非開示措置等を施しておりましたが、完了しましたので、別添のとおり調査報告書を公表いたします。

このたびは、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

以 上

株式会社 SCREEN ホールディングス 御中

調 査 報 告 書

(公表版)

2025年1月10日

調査委員会

委員長 横 山 誠 二

委 員 吉 川 哲 朗

委 員 佐 藤 保 則

委 員 松 本 好 史

目次

第 1	調査の概要.....	4
1	調査の端緒及び経緯.....	4
2	調査目的等.....	5
	(1) 調査の目的.....	5
	(2) 件外調査.....	5
3	当委員会の構成及び調査の方法等.....	5
	(1) 当委員会の構成.....	5
	(2) 調査期間.....	6
	(3) 調査方法.....	6
4	調査の前提事項.....	7
第 2	本件不適切行為の概要.....	8
1	本調査の対象となる会社.....	8
	(1) 資本関係について.....	8
	(2) SPE 社について.....	8
	(3) SEUS 社について.....	9
2	半導体製造装置事業の概要.....	9
3	収益認識基準.....	10
	(1) SPE 社の収益認識基準.....	10
	(2) 米国顧客向け装置の収益認識に係る業務フロー.....	11
4	本件不適切行為.....	14
	(1) SL 処理の実態.....	14
	(2) 本件不適切行為が行われた動機・背景事情等.....	23
5	関与者の範囲.....	26
	(1) SEUS 社の従業員（駐在員を含む。）及び役員.....	26
	(2) SPE 社の従業員及び役員.....	30

(3) その他の関係者	31
6 件外調査	31
(1) 調査対象とする範囲の選定	32
(2) 件外調査の手続の基本方針	33
(3) 社内調査の結果及びその検証	33
(4) 当委員会によるサンプル調査	34
(5) 小括	35
7 会計上の影響と分析	35
第3 本件不適切行為が発生した原因の分析	36
1 収益認識基準と現場の乖離	36
2 業務プロセスの周知不足	36
3 社内チェック機能の不全	36
(1) 業務プロセスにおけるチェック機能	36
(2) システムによるチェック機能不備	37
4 コンプライアンス意識・リスク認識の甘さ	38
第4 再発防止策の提言	39
1 収益認識基準の見直し	39
2 業務プロセスの周知・徹底	40
3 社内チェック機能の拡充	40
4 コンプライアンス教育の実施	40

第1 調査の概要

1 調査の端緒及び経緯

株式会社 SCREEN ホールディングス（以下「HD 社」という。）の子会社である株式会社 SCREEN セミコンダクターソリューションズ（以下「SPE 社」という。）では、原則として装置の据付完了時に収益を認識している。一方で、顧客の投資計画変更等により装置が据え付けされずに倉庫で保管される案件について、例外的に据付不要である旨のサイドレター（以下「SL」という。）を証憑として、顧客に装置を引き渡した時点で売上計上を行うことがあった。もともと、監査法人である有限責任あずさ監査法人（以下「KPMG」という。）による 2025 年 3 月期の監査における期中手続を実施していたところ、その過程で、SPE 社の 2024 年 3 月期において、SL により売上計上が行われた案件につき、事後に無償で据付が実施されている事実が判明し、履行義務の充足（収益認識に関する会計基準（以下「収益認識会計基準」という。）第 39 項）に疑義が生じたため、HD 社は、2024 年 9 月 25 日付けで、KPMG からその旨知らせを受けた。

これを受け、HD 社が上記事象に関して先行して社内調査を進めたところ、意図的に収益認識に係る履行義務の充足時点（売上の計上時期）を操作した可能性を示唆する形跡が認められた。HD 社は、事実調査、原因分析、再発防止の策定等に関し、より客観性と独立性及び専門性が担保された調査が必要であると判断し、2024 年 11 月 14 日付けで、特別調査委員会（以下特別調査委員会を「当委員会」といい、当委員会による調査及び検証を「本調査」という。）を設置した。

2 調査目的等

(1) 調査の目的

本調査の主な目的は、本件不適切行為（第2の4(1)アで定義する。以下同じ。）について、事実及び直接原因を解明・究明するとともに、こうした行為が相当期間にわたって行われてきた原因を分析した上、再発防止策を提言することである。

当委員会による事実調査は、所与の調査期間において、上記目的との関係で必要と判断したものに限定されるものであって、個別の案件の事実関係を緻密に調査・解明し、また、その総数や外延を明らかにすることを目的とするものではない。本件不適切行為に関する基礎的な事実関係は、当委員会設立前又は本調査と並行して実施された社内調査の過程で判明した事実を土台とし、これに依拠している。

(2) 件外調査

本調査では、上記に付随して、SPE社以外のグループ会社における本件不適切行為と同種事象の有無についても確認を実施した（以下「件外調査」という。）。

もともと、件外調査は、時間的な制約から、原則としてHD社による社内調査を検証する方法により実施しており、当委員会としてSPE社以外のグループ会社における本件不適切行為と同種事象の有無を網羅的に調査したものでないことに留意されたい。

3 当委員会の構成及び調査の方法等

(1) 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 横山誠二 (HD 社社外監査役、公認会計士)

委員 吉川哲朗 (HD 社社外監査役、弁護士)

委員 佐藤保則 (デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー
合同会社、公認会計士)

委員 松本好史 (弁護士法人三宅法律事務所、弁護士)

また、当委員会は、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社の公認会計士及び弁護士法人三宅法律事務所の弁護士等を本調査の補助にあたらせた。

(2) 調査期間

本調査の期間は、2024年11月14日から2025年1月9日までである（以下「本調査期間」という）。当委員会は、この間に合計9回の委員会を開催した。

(3) 調査方法

ア 関係資料の確認・精査

当委員会は、HD社から、本件不適切行為に関係する会計伝票（会計処理に関する資料含む）、取引先との注文書、検収書、請求書及び取引データ等の関連書類・証憑の提出関係資料の提出を受け、これらの資料を確認・精査した。

イ デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、本件不適切行為が、SPE社から半導体製造装置事業の販売支援及び保守サービスを行う米国子会社であるSCREEN SPE USA, LLC（以下「SEUS社」という。）の営業担当者に対する指示の下で実施されていた可能性があ

ることを踏まえ、その経緯等を解明するため、合計 8 名を対象に、2022 年 11 月から 2024 年 6 月までのメールについてフォレンジック調査を実施した。

ウ ヒアリング

当委員会は、合計 11 名に対し、ウェブ会議システムを利用して、ヒアリングを実施した。また、記録の正確性を期すため、ヒアリング対象者の事前の了解を得て、インタビュー内容の録音及び録画を行った。

4 調査の前提事項

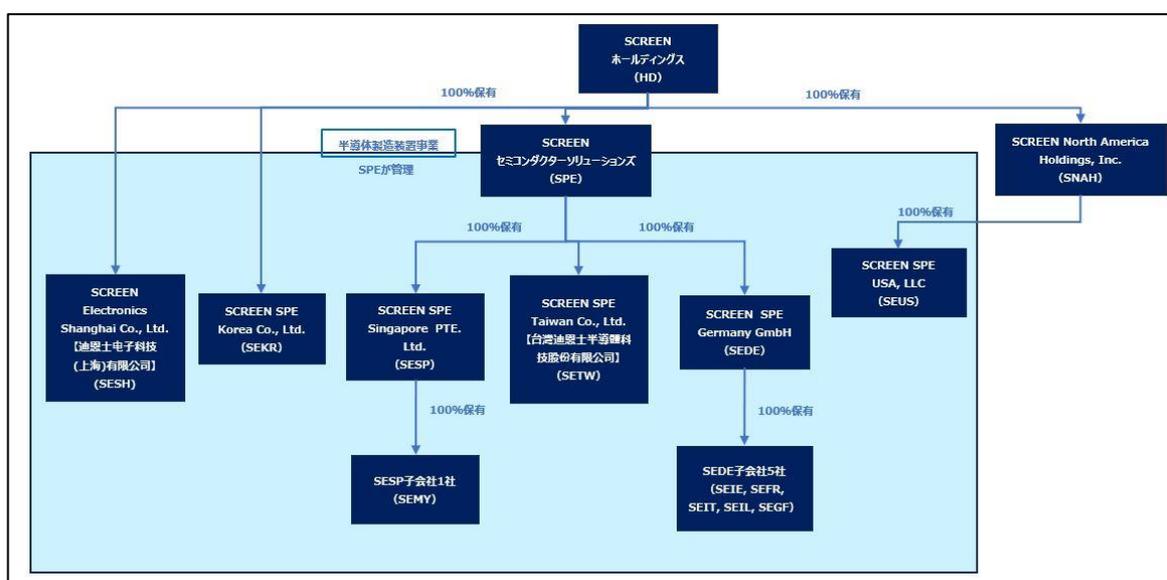
当委員会は、本調査期間内に実施可能な範囲の調査を行ったが、強制的な調査権限に基づくものではなく、関係者の任意の協力を前提とした調査として行ったものである。また、本調査で確認・精査した関係資料及び情報は、原則として本調査期間内に HD 社又は関係者から提供を受けたものに依拠している。本調査は、このような状況において実施したものであるため、調査結果が完全であることを保証するものではなく、当委員会が収集した資料や情報以外の関係資料等の存否の確認、又はヒアリングで得られた情報等が事実であると認定することまではできていない。そのため、本調査段階では収集できていない関係資料、情報やヒアリングできていない情報等が存在し、新たな事実関係が判明した場合には、本調査の事実認定が変更される可能性があることを留保する。また、本調査は HD 社のために行われたものであり、当委員会は、HD 社以外の第三者に対して責任を負うものではない。

第2 本件不適切行為の概要

1 本調査の対象となる会社

(1) 資本関係について

HD社、SPE社、SEUS社及びその他の関連会社の資本関係は、以下の図のとおりである。



(2) SPE社について

SPE社は、HD社の国内完全子会社であり、半導体製造装置事業の管理統轄会社として、半導体製造装置の開発、製造及び販売を主たる事業としている。

2024年3月1日現在のSPE社の概要は、以下のとおりである。

本社所在地	京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1
設立年月日	2006年7月3日
資本金	3.1億円
主な事業	半導体製造装置の開発、製造及び販売

(3) SEUS 社について

SEUS 社は、HD 社の完全子会社で北米持株会社の SCREEN North America Holdings, Inc. の完全子会社であり、半導体製造装置の販売支援及び保守サービスを主たる業務としている。

2024 年 3 月 1 日現在の SEUS 社の概要は、以下のとおりである。

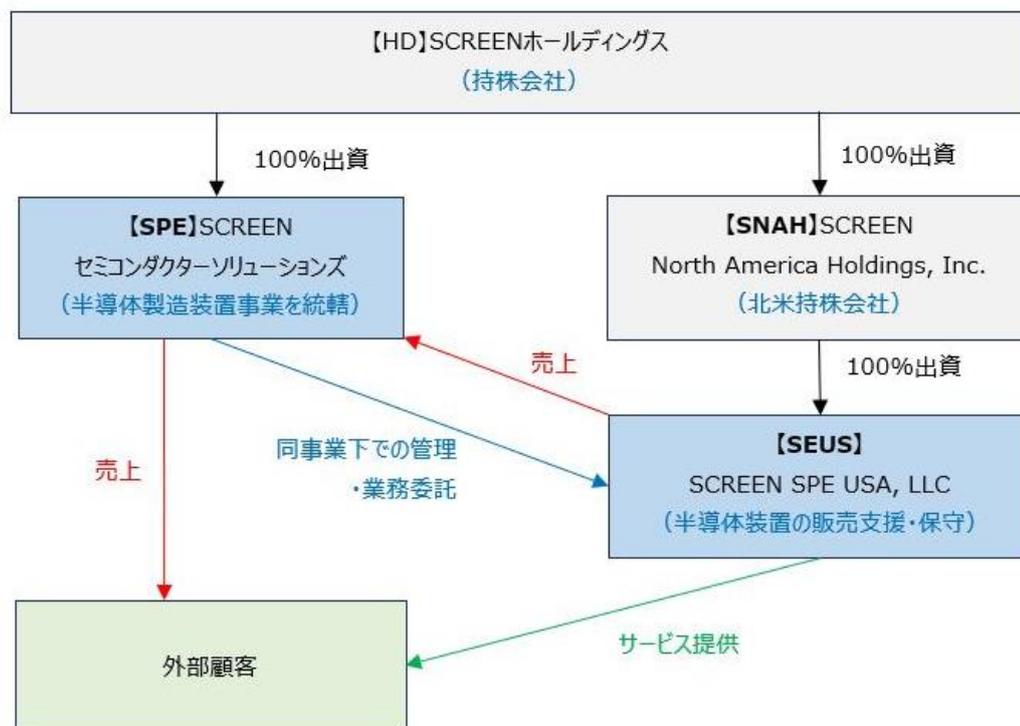
本社所在地	3151 Jay Street, Suite 210, Santa Clara CA 95054, U.S.A.
設立年度	1987 年
主な事業	半導体製造装置の販売支援及び保守サービス

2 半導体製造装置事業の概要

SPE 社を含む SCREEN グループの半導体製造装置事業では、主に①装置の製造・出荷、②顧客の指定場所への装置搬入・据付、及び③据付後のアフターサービスが行われている。

以下の関係図のとおり、当該事業では、主に、SPE 社が顧客と契約を締結して、顧客の仕様に応じた装置の設計から製造・出荷（上記①）までを担い、半導体製造装置事業の販売・サービス系各子会社が、顧客に対して営業・据付・保守などのサービス（上記②及び③）を提供するという体制をとっている。販売・サービス系各子会社は、SPE 社との業務委託契約に基づき、SPE 社に対して売上を計上し、SPE 社は、顧客との契約に基づいて、顧客に対して売上を計上する。

SEUS 社は、米国における販売・サービス系子会社として、SPE 社との業務委託契約に基づいて上記業務を行っている。



3 収益認識基準

(1) SPE 社の収益認識基準

SPE 社では、半導体製造装置の販売においては、基本設計から装置製造、納入、据付、及びその後の調整をすべて行うことを前提に、顧客と契約しており、原則として装置の据付が完了した時点で、顧客は当該装置に対する実質的な支配を獲得することになる。そのため、SPE 社の半導体製造装置の販売においては、当該装置の据付完了時点において履行義務が充足されると判断し、据付完了時に顧客との間で作成される報告書（以下「据付完了報告書」という。）を証拠として、当該据付完了時点で収益認識する（以下「据付完了基準」という。）ことを SPE 社の収益認識基準（以下「収益認識基準」という。）の原則としている。

他方で、SPE 社では、かかる収益認識基準の例外として、装置代金が全額支払われていること又は出荷日若しくはインコタームズ条件日等を起算とする

支払条件に合意していること及び装置の受渡条件が満たされていること（たとえば EXW の場合には出荷されていること）を条件に、装置の据付を行わないことを顧客と SL において合意し、当該 SL を証憑として、当該 SL による合意日又はインコタームズ条件日（合意日時点で納入されていない場合）に顧客への支配が移転したとして収益認識を行う処理（以下「SL 処理」という。）を用いることがあった。

なお、SPE 社の経理規定実施細則第 37 条第 7 号では、同条各号に定めのない取引の売上の計上基準については、経理財務責任者の指示を仰がなければならない旨が規定されているところ、SL 処理は、同条各号に定めのない取引である。したがって、上記の SL 処理を行うに当たっては、その都度、経理財務責任者の指示を仰ぐ必要がある。

（2）米国顧客向け装置の収益認識に係る業務フロー

ア 据付完了基準における主要な業務フロー

据付完了基準における主要な業務フローは、具体的には以下のとおりである。

- ・ SPE 社からの業務委託の発注内容に基づいて、SEUS 社において顧客と交渉を行い、顧客から装置の注文書の提出を受けた場合、SEUS 社の営業部から SPE 社の海外営業支援部に対して受注処理の依頼を行い、SPE 社において受注処理を行う。
- ・ SPE 社のびわこ工場物流戦略部出荷管理課から物流会社に対して、装置の運送を依頼し、当該物流会社は、運送会社を通じて顧客の指定場所へ装置を納入する。
- ・ SEUS 社のフィールドサービス部門が、顧客から上記装置の据付の依頼を受け、SPE 社のびわこ工場モノづくり戦略部原価管理課に見積確認を依

頼する。同課は、見積内容の妥当性を確認の上、SEUS 社のフィールドサービス部門に対して据付作業の発注を行う。

- ・ SEUS 社のフィールドサービス部門は、上記発注内容に従って、顧客に対して装置の据付作業を実施し、当該作業が完了したら、据付作業が完了した日付を記載した据付完了報告書を作成し、同部署の担当者及び顧客が据付完了報告書への署名を行う。
- ・ SEUS 社のフィールドサービス部門から、同社の営業部を通じて SPE 社の海外営業支援部に対して署名済みの据付完了報告書を送付し、SPE 社の経営戦略統轄部経営管理部業務課（2024 年 4 月からは、経営戦略統轄部業務部に組織変更となったが、この部署の名称については、本報告書では、時期に関わらず「業務課」という。）で当該据付完了報告書の日付又は同月の任意の日付で売上計上を実施する。

イ SL 処理における業務フロー

SL 処理の業務フローは、具体的には以下のとおりである。

- ・ SEUS 社において、SPE 社からの業務委託の発注内容に基づいて、顧客と交渉を行い、顧客より装置の注文書の提出を受けたら、SEUS 社の営業部から SPE 社の海外営業支援部に対して受注処理の依頼を行い、SPE 社において受注処理を行う。
- ・ SPE 社のびわこ工場物流戦略部出荷管理課から物流会社に対して、装置の運送を依頼し、当該物流会社は、運送会社を通じて顧客の指定場所へ装置を納入する。
- ・ 顧客の投資計画変更等により在庫の保有期間が長期化しているなどの事情がある場合で、SL 処理を行うことになった場合には、SEUS 社の営業部の営業プロパー社員が、顧客との間で交渉を行った上で、同部の SPE

社駐在員がそれをもとに過去事例を参考に SL 案を作成し、SPE 社の業務課に対して、SL 案の内容確認の依頼を行う。

- ・ SPE 社の業務課では、収益認識会計基準に照らして SL 案の内容や取引実態を踏まえて検討を実施し、問題がないものについては、経理規定実施細則第 37 条第 7 号の規定に従い、経理財務責任者である経営戦略統轄部統轄部長の判断を仰ぐ。
- ・ 経営戦略統轄部統轄部長は、相談内容に基づいて収益認識会計基準に照らした売上計上要否の判断を行い、問題がなければ承認を行う。
- ・ SPE 社の業務課から SEUS 社の営業部に対して、経営戦略統轄部統轄部長の承諾が行われた SL 案の内容について連絡を行い、SEUS 社の営業部は、Global Sales Strategy 部門（以下「GSS」という。）に当該 SL 案の事前協議を求める。
- ・ GSS との事前協議を経て、GSS から SPE 社の海外営業支援部の部長に対して、SL への署名の依頼がされ、同部長において SL への署名を行う。
- ・ SEUS 社の営業部の SPE 社駐在員は、同部の営業プロパー社員を通じて、SPE 社の海外営業支援部の部長の署名済みの SL を顧客に交付し、顧客の署名を取得する。
- ・ SEUS 社の営業部から SPE 社の海外営業支援部に対して、署名済みの SL を送付し、SPE 社の業務課において、当該 SL の合意日、又は合意日と同月の任意の日付、若しくは装置の出荷日又は装置の出荷日と同月の任意の日で売上計上を実施する。

4 本件不適切行為

(1) SL 処理の実態

ア 本件不適切行為の概要

SPE 社は、原則的には、装置の据付が完了した時点で SPE 社の契約上の義務の履行が充足されたものと判断し、同時点で収益認識を行う運用となっている（据付完了基準）。

他方で、例外的に、顧客との間で、装置に係る据付作業は不要との SL を締結した場合には、個別判断により、装置を顧客に引き渡した時点で収益認識を行う運用となっていた（SL 処理）。

しかしながら、SPE 社及び SEUS 社の一部の従業員は、据付作業を不要とする SL を顧客から受領し、それに基づき、SPE 社に当該期中の収益として計上する一方で、SL に付随する形で、Warranty Commitment や Terms of agreement との名称の文書やメールなどの方法（以下サイド SL の略称として「SSL」という。）でやりとりし、顧客との間で、事後的に無償で据付作業を行う旨の合意をした（本調査報告書において「本件不適切行為」という。）。

HD 社において先行して社内調査を実施したところ、SL 処理により 2024 年 3 月期に収益を認識していた取引合計 23 件のすべてにおいて、SSL を用いた合意があった。当委員会は、これらの 23 件が本件不適切行為に該当するものと判断した。なお、この 23 件のうち、一部については実際に事後的に無償で据付作業が行われた。

イ 2024 年 3 月期に係る本件不適切行為

2024 年 3 月期に係る本件不適切行為の詳細は以下のとおりである。

(ア) #1 a 社

2023年6月19日付けのSLにより据付不要の合意がなされている一方で、同日付けの「Warranty Commitment」が発行されている。なお、SPE社側でこの書面にサインをしたのは、当時SPE社海外営業支援部部長であったA氏である。

「Warranty Commitment」では、「*a社 and SCREEN Semiconductor Solutions Co., Ltd. mutually agree to the following warranty conditions*」(和訳：a社とSPE社は以下の保証条件に相互に合意します)とし、保証条件として「*3) Warranty Start:- The warranty period will start after the equipment installation and the completion of the mutually agreed to final Acceptance Testing.*」(和訳：3)保証開始：保証期間は、機器の設置および相互に合意した最終検収テストの完了後に開始されます。)と記載されており、SLの締結にもかかわらず据付を前提とした最終検収テストを実施することが確認されている。

SLを基準とするSPE社のERPシステム上の据付完了日は2023年6月19日とされ、同月27日には収益認識が行われているが、実際には、2024年12月31日時点でも据付は未了である。

(イ) #2 b社

2023年10月9日付けのSLにより据付不要の合意がなされている一方で、同日付の「Terms of Agreement」が発行されている。なお、SPE社側でこの書面にサインをしたのは、SEUS社の上席副社長であるB氏である。

「Terms of Agreement」では、「*b社 and SCREEN Semiconductor Solutions Co., Ltd. mutually agree to the following terms*」(和訳：b社とSPE社は、相互に以下の条件に合意します。)とし、条件として、「*2 Terms :- b社 agrees to sign a side letter allowing SCREEN revenue recognition of this system by 11/13/23*」(和訳：2 条件：- b社は、

2023年11月13日までに、SCREENにおいてこのシステムの収益認識を可能にするSLに署名することに同意します。)と記載されている。また、「3 warranty start : The warranty period...will start on 12/15/24. If b 社 runs production on this system prior to 12/15/24, however, the warranty will start on the production start date.」(和訳：3 保証開始：保証期間…は、2024年12月15日から始まります。ただし、b 社が2024年12月15日より前にこのシステムで生産を行っている場合、保証は生産開始日から開始されます。)と記載されている。このように、SLの締結にもかかわらず据付を前提としたシステムの稼働日を基準とする保証期間の設定がなされている。

SLを基準とするERPシステム上の据付完了日は2023年10月31日とされ、同日には収益認識が行われているが、実際には、2024年12月31日時点でも据付は未了である。

(ウ) #3~9 c 社

2023年10月2日付けのSLにより据付不要の合意がなされている一方で、同日、SEUS社長であるC氏からc社担当者宛にメールが送信されている。

当該メールには、「Enclosed is a “side letter” that is needed for our internal finance group to recognize revenue for the tools not install. Again, this is for revenue recognition and has nothing to do with installation and warranty.」(和訳：社内財務グループが据付されていない装置の収益を認識するために必要な『サイドレター』を同封します。繰り返しになりますが、これは収益を認識するためのものであり、据付や保証とは関係ありません。)と記載されており、当該メールをもつ

て、SLの締結に関わらず据付が実施される予定であることが確認されている。

SLを基準とするERPシステム上の据付完了日は2023年10月27日とされ、同年10月31日には収益認識が行われているが、実際には、7件中6件については同年11月以降に据付が実施されている。また、残りの1件については2024年12月31日時点でも据付未了である。

(エ) #10 b社

2023年10月6日付けのSLにより据付不要の合意がなされている一方で、同月3日付けの「Warranty Commitment」が発行されている。なお、SPE社側でこの書面にサインをしたのは、SEUS社上席副社長のB氏である。

「Warranty Commitment」では、「*b社 and SCREEN Semiconductor Solutions Co., Ltd. mutually agree to the following warranty conditions*」(和訳:b社とSPE社は、相互に以下の条件に合意します。)とした上で、条件として、「*3 Warranty start:-The warranty period will start after the completion of the mutually agreed final Acceptance Testing or on 10/1/24, if this date occurs before completion of final Accepting testing.*」(和訳:3保証開始:保証期間は、合意された最終検収テストの完了後、又は2024年10月1日のいずれか早い日に開始されます。)と記載されており、この記載をもって、SLの締結に関わらず据付を前提とした最終検収テストを実施予定であることが確認されている。

SLを基準とするERPシステム上の据付完了日は2023年11月14日とされ、同月24日には収益認識が行われているが、実際には、2024年12月31日時点でも据付は未了である。

(オ) #11 d 社

2024年1月24日付けのSLにより据付不要の合意がされている一方で、以下のとおり、SPE社側とd社の担当者との間で据付を実施する旨の口頭での合意が成立している。

SPE社側でd社を担当していたのは、当時SPE社の完全子会社であるSCREEN SPE Taiwan Co., Ltd. (以下「SETW社」という。)に出向し、営業統轄部に在籍していたD氏である。上記SLの締結に向けた交渉の中でd社側から無償での据付を約束してほしいとの要求を受けたため、D氏はこの要求に応じる旨をメールで部下であるSETW社プロパー社員に伝えた。そして、上記SLの締結に先だって、SETW社プロパー社員とd社の担当者との間で、口頭で、SL締結に関わらず事後的に据付を実施する旨の合意が交わされた。

SLに基づくERPシステム上の据付完了日は2024年1月24日とされ、同月30日に収益認識が行われているが、実際に据付が実施されたのは同年6月20日である。

(カ) #12、#16 e 社

2024年1月18日付けのSLにより据付不要の合意がなされている一方で、2023年12月6日付けの「Terms of Agreement」が発行されている。なお、SPE社側でこの書面にサインをしたのは、SEUS社上席副社長のB氏である。

「Terms of Agreement」では「*e社 and SCREEN Semiconductor Solutions Co., Ltd. mutually agree to the following terms*」(和訳:e社とSPE社は、相互に以下の条件に合意します)とした上で、条件として、「*2 Terms:- e社 agrees to sign a side letter on or before 2/15/24*

allowing SCREEN revenue recognition of this system] (和訳：e社は、2024年2月15日までにSCREENにおいて収益認識を可能とするSLに署名することに同意します。)と記載されている。また、*「3 Warranty Start: The warranty period for e社…will start upon completion of final acceptance. Please note however, if e社 runs production on this system prior to the completion of final acceptance, the warranty will begin on the production start date.」* (和訳：3) 保証期間の開始：e社…の保証期間は、最終検収が完了した時点から開始されます。ただし、e社が最終検収完了前にこのシステムで生産を行った場合、保証は生産開始日から開始されます。)と記載されている。これらの記載をもって、SLがSPE社における収益認識を可能とするものであること及びSLの締結に関わらず据付を前提とした最終検収を実施予定であることが確認されている。

#12につき、SLに基づくERPシステム上の据付完了日は2024年2月28日とされ、同日収益認識が行われており、また、#16につき、SLに基づくERPシステム上の据付完了日は2024年3月19日とされ、同日収益認識が行われているが、実際には、2件とも同年4月25日に据付が実施されている。

(キ) #13～15 c社

2024年2月9日付けのSLにより据付不要の合意がなされている一方で、同年3月4日に、SEUS社営業プロパー社員のE氏からc社担当者宛にメールが送信されている。

当該メールには、*「Correct, this letter is only for SCREEN internal audit and does not affect installation or warranty. SCREEN will still provide installation and warranty support when c社 is ready*

to install the tools. This support comes at no cost to c 社 per the terms of the original purchase) (和訳：はい、このレターは SCREEN の内部監査のためだけのもので、据付や保証には影響しません。c 社において装置を据付する準備ができたなら SCREEN は引き続き据付と保証サポートを提供します。このサポートは、元の購入条件に従って c 社に無償で提供されます) と記載されており、当該メールをもって、SL が SPE 社の据付義務を否定する効力をもたないこと及び SL の締結に関わらず据付を実施予定であることが確認されている。

SL に基づく据付完了日は 2024 年 3 月 5 日であり、同月 19 日には収益認識が行われているが、実際には、3 件中 2 件については同年 4 月 18 日に据付が実施されており、残りの 1 件については 2024 年 12 月 31 日時点でも据付は未了である。

(ク) #17 f 社

2024 年 3 月 8 日付けの SL により据付不要の合意がなされている一方で、同年 3 月 27 日付けの「Terms of Agreement」が発行されている。

当該「Terms of Agreement」には、「*f 社 and SCREEN Semiconductor Solutions Co., Ltd. mutually agree to the following terms)* (和訳：f 社と SPE 社は、相互に以下の条件に合意します) とした上で、条件として「*2 Terms: f 社 agrees to sign a side letter on or before 3/27/24 allowing SCREEN revenue recognition of this system)* (和訳：2 条件：f 社は、2024 年 3 月 27 日までに SCREEN において収益認識を可能とする SL に署名することに同意します。)と記載されている。また、「*3 Warranty Start: The warranty period for f 社 …will start upon completion of final acceptance. Please note however, if f 社 runs production on this system prior to the completion of final acceptance, the*

warranty will begin on the production start date.」(和訳：3 保証期間の開始：f 社…の保証期間は、最終検収が完了した時点から開始されま
す。ただし、f 社が最終検収完了前にこのシステムで生産を行った場合、
保証は生産開始日から開始されます。)と記載されている。このように、SL
を締結したにもかかわらず、最終検収を実施予定であることが確認されて
いることからすると、当事者間では将来的に据付を行うことが前提とされ
ていたことが認められる。

SLに基づく据付完了日は2024年3月28日であり、同月29日に収益認
識が行われているが、実際には、同年5月20日に据付が実施されている。

(ケ) #18~23 a 社

2024年2月5日付けのSLにより据付不要の合意がなされている一方
で、同日付けの「Terms of Agreement」が発行されている。なお、SPE 社
側でこの書面にサインをしたのは、SEUS 社上席副社長のB氏である。

「Terms of Agreement」には、「*a 社 and SCREEN Semiconductor Solutions Co., Ltd. the “parties” mutually agree to the following terms*」(a 社と SPE 社(以下「当事者」という。))は、相互に以下の条件
に合意します)とした上で、条件として、「*1) The Parties mutually agree that the Side Letter, dated 2/5/24, is solely for the purposes of allowing SCREEN to recognize revenue from the sale of the Equipment.*」

(和訳：当事者は、2024年2月5日付けのSLが、SCREENにおいて本装置
の販売による収益を認識することのみを目的とするものであることに相
互に合意する。)と記載されている。また、「*5 Warranty: ● Years Non - consumable Parts & Labor from On Dock Date (a 社 and SCREEN mutually agreed date upon which the Equipment is delivered to a 社 for installation) + ● months.*」(和訳：5 保証：非消耗部品および作業に

つき、納入日〔a社とSCREENが相互に合意し、装置が据付のためにa社に納入された日〕から●年間+●か月〕と記載されている。これらの記載によって、SLがSPE社において収益を認識することのみを目的に発行されるものであること及びSLの締結に関わらず据付作業が実施される予定であることが確認されている。

SLに基づくERPシステム上の据付完了日は2024年3月29日であり、同日収益認識が行われているが、実際には、6件中1件については同年10月3日に据付が実施されており、残りの5件については2024年12月31日時点でも据付は未了である。

ウ 2023年3月期以前のSL処理

(ア) SPE社におけるSL処理の網羅性調査

HD社は、SPE社の営業担当者及び売上管理担当者に対し、過去のSPE社におけるSL処理の有無等についてヒアリングを実施し、当該ヒアリング結果を基にSL処理を行った案件をリスト化した。また、SPE社のERPシステムの証憑格納用の文書管理システムにおいて、ファイル名に「Side」又は「Letter」との文言を含む証憑を検索し、各検索ワードにヒットした案件を上記リストと整理・統合した。その結果、2014年3月期から2024年3月期までの間に、合計33件（上記イの23件を除くと、2023年3月期以前は合計10件）のSL処理が認められた。

また、HD社がさらに調査を進めたところ、ファイル名に「Side」又は「Letter」との文言を含まない証憑が存在し、当該証憑によりSL処理を行った案件が3件追加で認められた。そこで、HD社は、ファイル名に「Side」又は「Letter」との文言を含まない証憑を網羅的に補足するため、文書管理システムから関係証憑をダウンロードし、典型的なファイル名（「据付完了報告書」や「Installation」等）を除外した上で、証憑の記載内容を

確認し、当該証憑が SL であるか否かを検証した。上記検証の対象は 2020 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの合計 5 年分とした。その結果、2020 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの間に、追加で 1 件（2021 年 3 月期）の SL 処理を認めた。

当委員会は、上記 SL 処理の網羅性調査は合理的であると認めた。

(イ) 2023 年 3 月期以前の SL 処理と事後据付

2023 年 3 月期以前に行われた SL 処理は、追加で判明したものを含めて合計 14 件である。これらについて、社内調査により、各案件の据付完了報告書等を確認したところ、すべての案件について、事後的に据付作業が行われていたことが認められた¹。

(2) 本件不適切行為が行われた動機・背景事情等

ア 長期滞留在庫の解消

SPE 社は、据付完了基準に則り、装置を出荷し、顧客にこれを引き渡したうえで、据付作業を完了させることにより売上を計上する。通常であれば、顧客に装置を引き渡した後、遅滞なく据付作業が行われることになるが、顧客の投資計画が延期されるなど、専ら顧客側の都合により、据付作業がしばらく実施できない場合がある。SPE 社にとっては、装置を顧客に引き渡したにもかかわらず、据付作業を実施できない状態となり、その間は売上計上でできないままとなる。

また、SPE 社では、在庫管理委員会が在庫の保有期間等を管理しているところ、標準のリードタイムを一定期間超過した在庫について、その超過期間

¹ ただし、そのうち一部の案件では、SL 処理の後、契約当事者ではない別の顧客のもとに搬入され、SPE 社が別途注文を受けて据付作業を行っていたことが認められたため、当委員会は、当該案件については本来の SL 処理の範疇であると認めた。

に応じて「イエロー」や「レッド」に分類している。在庫管理委員会は、レッドに分類された在庫について、SPE 社の駐在員に対し、滞留理由を報告させている。

このような環境の下、SPE 社の駐在員は、在庫が長期化している又は長期化することが見込まれる案件に関して、速やかに売上計上をしなければならないという認識を有しており、本来 SL 処理が認められるのは顧客が装置を据え付けない場合に限定されているにもかかわらず、顧客が将来的に据付を行う案件でも SL 処理が用いられるようになったと考えられる。

イ 売上の平準化

SPE 社では、四半期ごとに売上目標を設定しているところ、市場の状況や顧客の都合等の影響により、目標を達成できない場合があったほか、反対に目標を大きく超える売上が計上する場合もあった。そのような場合に、顧客における据付時期を再確認し、四半期間での調整が可能な案件の有無を調査することがあった。

具体的な例として、2021 年 9 月 13 日に、F 氏（当時 SPE 社執行役員）が A 氏（当時 SPE 社グローバルセールス統轄部アジア営業 1 部所属）らに対し、「Q3 売上について、既に 12 月出荷までの納期が基本確定していること、及び現行 Q3 売上予定での利益率が芳しくないようで、Q3 での積み増し可能性の照会を受けています。」とのメールを送信している。

また、2023 年 12 月 19 日に、D 氏（当時 SCREEN SPE Taiwan Co., Ltd. の営業統轄部所属）が G 氏（当時同社所属）に対し、「Q3 の売上と利益率が膨れ上がっており Q4 売上へスライド可能な案件がないか探しています。」「例えば 12 月末ギリギリ搬入なのでサインは 1 月に出来る＝Q4 売上に出来るような案件はないでしょうか？」とのメールを送信している。

さらに、2024年4月26日には、F氏（当時SPE社執行役員兼SEUS社取締役会長）がA氏（当時SPE社海外営業支援部部長）に対し、「1Qは・・・目下営業利益率が●%を超える見通しです。それに比して、2Q以降の四半期営業利益率が右肩下がりになることを経営戦略の方で試算されています。」「5月6月の売上予定案件を使って、売上、特に利益率の高い案件を2Qへスライドすべく候補案件の立案を来週いっぱいぐらいで行って頂きたい。その際、6月だけでそれを行うと6月単月が赤字化する可能性があるので、同時に5月売上予定案件を6月にスライドさせるものも同時に検討頂きたい。」とのメールを送信している。

このように、SPE社では、四半期ごとに売上計画と実績値を比較しており、これらが大きく乖離しないように、売上計上時期の調整の一つの手法として、SL処理が用いられていたと考えられる。

ウ 特定の事業の黒字化

SPE社では、いわゆる「X事業」として、Y工程向けの製品を開発・製造・販売しており、全体の売上の約5%を占めていた。もっとも、この事業における2024年3月期の市場シェアは、競合他社であるg社が高いシェアを占める一方で、SPE社は数%であり、SPE社におけるX事業は2023年3月期まで赤字が続いていた。そのため、SPE社の駐在員には、2024年3月期中にX事業の黒字化を達成するため、期を前倒しして売上が計上するというインセンティブがあったと考えられる。

5 関与者の範囲

(1) SEUS 社の従業員（駐在員を含む。）及び役員

ア 営業部

(ア) SPE 社駐在員

a H 氏及び I 氏

H 氏及び I 氏（以下あわせて「H 氏ら」という。）は、上記の各自が担当している案件のうち、SL 処理を行うことになった案件について、過去事例を参考に SL 案を作成し、SPE 社の業務課にその内容確認の依頼を行っていた。そして、H 氏らは、GSS からの SL の内容の「承認」を得た後に、営業部の営業プロパー社員を通じて顧客から SL への署名を取得していた。

また、上記と並行して、H 氏らは、顧客から SL への署名を取得すべく、SSL である「Warranty Commitment」又は「Terms of Agreement」などを作成し、営業部の営業プロパー社員を通じて顧客から当該 SSL への署名も取得するなどしていた。

b J 氏

J 氏は、H 氏らが上記の SL 処理にかかる業務を行う中で、POC 会議²に参加し、SL 処理についての検討を行っていたほか、GSS に対して、各 SL 案の事前協議の依頼を行っていた。

また、SSL については、J 氏から関係者に対して SSL を作成するように明確に指示をした事実までは認められなかったものの、同氏は、上記「#1 a 社」の取引において SSL が用いられていたことは明確に認識しており、それ以降の取引においても、H 氏らとのやりとり等を通じて、具体的な件

² POC とは、Point Of Contact の略であり、SPE 社の世界 6 拠点及び国内営業部の各営業責任者を指す。POC 会議は、各 POC が営業拠点別に週 1 回開催する会議である。

数はともかく、SSL が用いられることがあったことについては認識していたものと考えられる。

これに対して、J氏は、当委員会によるヒアリングに対して、2023年10月実施のPOC会議において、上記の「#2 b社」及び「#10 b社」の取引においても上記の「#1 a社」の取引と同様にSSLを用いられないかという趣旨の相談をしたところ、F氏から「これはあかんね」という話があったために、現場で何とかしようという話になったが、それ以降は、SSLを用いた取引について報告を受けた記憶はなく、上記の「#1 a社」の取引以外にSSLが用いられているとの報告を受けた記憶はないし、その認識もなかった旨を述べている。

しかしながら、J氏は、当委員会によるヒアリングに対して、上記のPOC会議が実施された当時の認識について「サインを取りにいこうとみんな頑張ってたのは認識してますし、何とかこの据付け時期が、搬入時期が決まらない装置に対して何とかしなきゃというような思いであったのは認識してます。」と述べており、この当時、据付時期が未定の装置の売上に向けて営業部内でSLへの署名の取得に動いていたこと自体は認識していた。このような認識を有していたのであれば、J氏としては、上記のPOC会議のやりとりの後にも、当該装置の売上に向けて、部下であるH氏らに対して、その後の「#2 b社」等の取引の経過報告を随時求めていたはずであり、その中で、売上計上方法としてSSLを用いる予定である（又は用いた）ことについての報告を受けていたはずであるから、J氏においてそのような報告を全く受けていなかったことは想定し難い。また、I氏も、当委員会によるヒアリングにおいて、上記のPOC会議の直後にJ氏と相談し、A氏からはサインを得ない形でSSLを作成することになった旨を述べている。

したがって、J氏は、「#1 a社」以降の取引においても、具体的な件数はともかく、SSLが用いられることがあったことについては認識していたものと考えられる。

(イ) C氏及び営業プロパー社員

a C氏

C氏は、本報告書作成時の9年ほど前からSEUS社においてSL処理が行われていること、及びSPE社の海外営業支援部からの要望により営業プロパー社員が顧客からSLへの署名を取得していたことは認識していた。

他方で、C氏は、本委員会によるヒアリングに対して、SLと据付完了報告書以外の書面等についての認識はないと述べており、SSLである「Warranty Commitment」又は「Terms of Agreement」について認識していたという事実までは認められなかった。

b 営業プロパー社員

営業プロパー社員は、顧客との交渉を行っていたほか、顧客から、H氏らの作成したSL及びSSLへの署名を取得していた。

イ GSS (F氏) について

上記ア(ア)で述べたとおり、GSSでは、各SL案の事前協議の依頼を受け、「承認」を行っていた。

また、SSLについては、F氏から関係者に対してSSLを作成するように明確に指示した事実までは認められなかったものの、F氏は、上記「#1 a社」の取引においてSSLが用いられていたことは明確に認識しており、それ以降の取引においても、具体的な件数はともかく、SSLが用いられることがあったことについては認識していたものと考えられる。

これに対して、F氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、2023年10月実施のPOC会議では、長期の未売上案件である「#2 b社」及び「#10 b社」の売上計上に向けた活動等について議論する中で、J氏から、顧客からSLへの署名を得るため、(SSLを含む)条件の調整については、SEUS社に任せてほしい旨の相談があったことは認めたとうえで、F氏はそれを「承認」できない旨の回答をしたと述べた。このように、F氏は、上記の「#1 a社」の取引以外には、SSLが用いられていることの認識はなかった旨を述べている。

しかしながら、H氏及びI氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、上記のPOC会議の際、F氏からは、SSLについてはSEUS社側で完結する形で進めるようにという趣旨の指示があったと理解している旨を述べている。かかるH氏らの供述内容は、「#1 a社」の取引以降の取引において、SSLを用いたSL処理案件が急増していること及びSSLへの署名者が、日本側(SPE社)の役職員ではなくSEUS社のB氏になったことと整合する。そのため、H氏らの述べるとおり、上記のPOC会議の際に、F氏から、上記の趣旨の発言があったと考えるのが合理的である。

また、「#2 b社」及び「#10 b社」の取引に関し、上記のPOC会議の際に、長期の未売上案件であること及びSSLを用いることで顧客にSLへの署名を求めることが話題に上がっていたことはF氏も認めている。F氏は、その場でSSLは「承認」しない旨を回答したと供述するが、このPOC会議において、SSLを用いない形で売上処理を進める具体的な代替策を協議・決定された形跡はない。にもかかわらず、当該会議直後の2023年10月10日付けでA氏が各SLに署名を行う形で売上計上がされている。このように、POC会議で対応を相談されたb社の案件について、特に追加の相談等がないまま、その直後にSL処理の手続きが進められていることに鑑みると、F氏としては、どのようにb社を説得してSL処理を進めることになったのか、POC会議で議題になったSSLを用いたSL処理をしていないかといった点を確認する

のが自然であるが、このような確認がされた形跡もない。以上を踏まえると、F氏としては、このb社の取引においてSSLを用いて売上計上がされた可能性を認識していたと考えられる。

したがって、F氏は、「#1 a社」以降の取引においても、SSLについてはSEUS社側で完結する形で進めることを明示又は黙示にて容認していたものと推測でき、具体的な件数はともかく、SSLが用いられることがあったことについて認識していたものと考えられる。

(2) SPE社の従業員及び役員

ア 海外営業支援部のA氏

A氏は、上記の「#1 a社」ないし「#23 a社」の23件すべてのSL処理においてSLへの署名を行っている。もっとも、A氏が署名を行う段階では、GSSでの事前協議が完了しており、A氏が署名を行えばSLの作成が完了するという業務フローであって（第2の3(2)イ）、A氏もSLの記載内容を深く考えずに署名していたことを認めている。

また、上記のとおり、A氏は、「#1 a社」の取引においては、SSLである「Warranty Commitment」への署名を行っているが、それ以降の取引において、SSLには署名していない。A氏が署名したSSLについても、GSSの事前協議を経ていたことから、A氏が他のSLと同様であると認識して、特に内容を精査しないまま署名したとしても不自然ではない。

さらに、A氏は、「#1 a社」の取引以降、SSLへの署名依頼がなかったことについて、顧客と揉めていないのだろうと考えていたと供述する。A氏は、SLやSSLのドラフトや顧客との交渉には関与しておらず、POC会議にも出席していなかったことから、顧客との交渉状況を知り得る立場にはなかった。

そのため、「#1 a 社」の取引以降に、A 氏に対して SSL の署名依頼がなかった点に違和感を抱かなかつたとしてもやむを得ないといえる。

以上を踏まえると、A 氏において、上記の「#1 a 社」の取引以外の取引に関し、SSL に関与した事実は認められず、また SSL が用いられていたことを認識していたとまでは認められなかった。

イ 業務課の K 氏

K 氏は、上記の「#1 a 社」ないし「#23 a 社」の 23 件すべての SL 処理において、H 氏らから、各 SL 案の内容確認の依頼を受け、それらの内容確認を行っていた。

他方で、K 氏において、上記の「#1 a 社」の取引以外の取引において、SSL に関与した事実は認められず、当該取引において SSL が用いられていたことを認識していたとまでは認められなかった。

(3) その他の関係者

上記以外の関係者においては、SSL に関与した事実は認められず、SEUS 社の取引において SSL が用いられていたことを認識していた事実は認められなかった。

6 件外調査

当委員会は、本調査により明らかになった本件不適切行為の態様からすれば、本件不適切行為と同様の事象が SPE 社以外のグループ会社においても発生していないかについても確認を要すると判断し、以下のとおりその調査を実施した（以下「件外調査」という）。

(1) 調査対象とする範囲の選定

件外調査の実施に当たっては、SPE 社において SL 処理により 2024 年 3 月期に収益を認識していた 23 件のうち 11 件は、期末である 2024 年 3 月に集中していたことを踏まえ、2024 年 3 月を調査対象期間とした。

また、据付完了基準を採用しているグループ会社における外部売上高の総計から、各会社の売上比率を算出したところ、以下のとおり、SPE 社及び株式会社 SCREEN ファインテックソリューションズ（以下「FT 社」という。）で全体の約 9 割を占めていることが確認された。そのため、件外調査では、その売上規模から、SPE 社以外に FT 社を調査対象とした³。

●据付完了基準を導入している各社の外部売上高（24年3月分）

社名	外部売上（単位：千円）	比率	備考
SPE	●	75.8%	
FT	●	12.9%	
子会社 1	●	2.4%	
子会社 2	●	1.7%	
子会社 3	●	1.6%	
子会社 4	●	1.4%	
子会社 5	●	1.1%	
子会社 6	●	0.9%	
子会社 7	●	0.5%	
子会社 8	●	0.5%	
子会社 9	●	0.4%	
子会社10	●	0.3%	
子会社11	●	0.2%	
子会社12	●	0.2%	
子会社13	●	0.0%	
全社総計	●	100%	

³ なお、FT 社では、主にフラットパネルディスプレイ製造装置の開発、製造、販売を行っている（より具体的には、①コーター／デベロッパー：ディスプレイ基板にフォトレジストを塗布し、現像する装置、②エッチング装置：ディスプレイ基板のパターンを形成するための装置、③露光装置：基板上に微細なパターンを形成する装置等を取り扱っており、ディスプレイの種類は TV 用、PC 用、タブレット用、自動車用、産業・医療用など、多岐にわたっている。）。ディスプレイ製造装置は顧客の要件に応じてカスタマイズされることが多く、また、急速に進化するディスプレイ技術に対応するため、製造装置もそれぞれの技術に適合するように設計される。そのため、一部の製造装置は汎用的に使用できるものもあるが、多くは特定の技術やプロセスに特化しており、転用や中古市場で処分するといった対応が難しいという点で、SPE 社との類似性も認められた。

(2) 件外調査の手續の基本方針

当委員会では、件外調査の実施に関して、時間的な制約から、①HD 社において実施された SPE 社以外のグループ会社における同種事象の有無に関する社内調査の方法及びその調査結果の報告を受け、当該調査手續の検証を行うとともに、②当委員会においても、社内調査の結果を踏まえ、その一部の取引につき証憑の提出を求め、その内容を精査する方法で独自にサンプル調査を実施することを基本方針とした。

(3) 社内調査の結果及びその検証

ア 社内調査の概要

HD 社では、FT 社における 2024 年 3 月を対象に、以下の手續により件外調査を実施した。

- ① FT 社における 2024 年 3 月の売上明細を入手し、据付完了基準による装置売上の全件について、システム上の据付完了日が同月中であることを確認
- ② システム上の据付完了日の登録が正確であることを、据付完了の証憑に記載された顧客承認日付により確認
- ③ 据付完了日が空白となっているものについては、据付が必要な契約かどうかを含め、FT 社の管理者に対するヒアリングを実施

イ 社内調査の結果

社内調査の結果、FT 社について、2024 年 3 月中の装置売上は、いずれも同月中に据付が完了していることが確認され、SPE 社で行われていたような本件不適切行為の発生が疑われる事象は発見されなかったとのことである。

ウ 社内調査の手續の検証

当委員会は、HD 社による上記社内調査に関して、調査範囲及び調査方法に関する説明並びに調査結果に関する報告を受け、その調査手續の検証を行った。その結果、HD 社による上記社内調査の手續には、特段の不備は発見されなかった。

(4) 当委員会によるサンプル調査

ア サンプル調査の概要

当委員会では、HD 社による社内調査の報告・検証に加え、一部の取引を対象に独自にサンプル調査を実施した。

具体的には、金額規模やその割合を考慮した上で、FT 社における 2024 年 3 月の売上明細から、装置の金額が 5 億円以上の取引 8 件（装置売上全体の 83%を構成）を対象に選定し、確認作業を実施した。その具体的な内容は、以下のとおりである。

- ① 据付完了基準による装置売上にし、システム上の据付完了日が 2024 年 3 月中であることを確認
- ② システム上の据付完了日の登録が正確であることを、据付完了の証憑に記載された顧客承認日付により確認
- ③ 装置売上のうち据付未了の取引がないことを確認

イ サンプル調査の結果

サンプル調査の結果、FT 社における 2024 年 3 月の据付完了基準による装置売上につき、システム上の据付完了日が同月中であること、システム上の

据付完了日の登録が正確であることが確認された。また、以上の装置売上につき、据付未了のものは存在しないことも確認された。

その他、HD 社による社内調査の手続の適正性に疑義を抱かせるような事実は発見されなかった。

(5) 小括

以上の結果、当委員会が実施した件外調査において、2024年3月のFT社の装置売上につき、本件不適切行為と同種事象の存在を疑わせる事実は発見されなかった。

7 会計上の影響と分析

本件不適切行為によって、本来、装置の据付が完了時点で認識される収益が、装置を顧客に引き渡した時点で収益認識が行われていたこととなり、収益認識の期間帰属が問題となる。

2024年3月期のSL処理（計23件）の合計額は、●百万円である。2024年3月期のSL処理のうち、2025年3月期以降に収益認識すべきもので2024年3月期に収益認識がなされていた合計額は、計23件のうち20件であり●百万円(①)であった。

また、2023年3月期に収益認識がなされていたが2024年3月期に計上すべきSL取引が1件あり、その影響額は●百万円(②)である。結果として、2024年3月期の連結損益計算書への影響額は、①と②の差額である5,967百万円の売上高の過大計上となる。

第3 本件不適切行為が発生した原因の分析

1 収益認識基準と現場の乖離

据付完了基準を前提とすると、顧客に装置を納入した後も、専ら顧客側の都合により、しばらく据付作業が実施できない場合には、売上計上できないままの状態、長期在庫の扱いとなる。また、SL 処理は、装置に係る据付作業は不要となった場合に用いられるものであるが、これまでの実績として、SPE 社が納入済みの装置を据え付けなかった事例はなく、SL 処理自体が SPE 社のビジネスの実態と合致していない。このように、収益認識基準と SPE 社の現場の取扱いが乖離している中で対応しなければならなかったことが原因の一つであると指摘できる。

2 業務プロセスの周知不足

SPE 社の経理規定実施細則第 37 条第 7 号では、同条各号に定めのない取引の売上の計上基準については、経理財務責任者の指示を仰がなければならない旨が規定されているところ、SL 処理は、同条各号に定めのない取引である。したがって、SL 処理を行うに当たっては、その都度、経理財務責任者の指示を仰ぐ必要があるが、SPE 社において、この業務プロセスは明文化されていなかった。その結果、SPE 社の業務課の担当者が変更した際に、経理財務責任者の指示を仰ぐ点についての引継ぎが十分になされなかったことで、それ以降はそのような指示を仰ぐことなく、SL 処理がなされるようになった。

3 社内チェック機能の不全

(1) 業務プロセスにおけるチェック機能

SL 処理の業務フローでは、SL 処理を行う際には業務課に SL 案の内容確認の依頼を行うこととされており、2024 年 3 月期の SL 処理（合計 23 件）は、すべ

て同課への確認がなされていた。本来、業務課に SL 案の内容確認の依頼があった際には、同課において、当該案件が SL 処理の条件を満たすかを精査することが求められているところ、上記 2 の業務プロセスの周知不足も相まって、顧客が装置の据付を放棄していない案件、たとえば将来的に据付が行われることは決まっているがその時期が未定であるような案件でも、安易に SL 処理が用いられ、事後的な据付作業が行われていた。仮にこのような案件で SL 処理を用いるのであれば、SL 処理により当該装置にかかる契約は一旦終了となること及び将来的に据付作業が必要になった際には当該据付作業は新たな発注として別契約を締結する必要があることを SL に明記する必要がある。ところが、実際には、顧客が装置の据付を明示的に放棄していない案件でも、据付を放棄した旨が記載された SL を用いた SL 処理が繰り返されていた。

また、SL 処理を行う場合、本来は SPE 社の業務課及び経理財務責任者において収益認識会計基準に照らした精査・検討を行うことが予定されていたが、実際には同課の担当者 1 名が SL の文言の確認をするのみであり、当該担当者の上長さえ SL 処理が行われていることを把握していなかった。

このように、SL 処理の業務プロセスにおいて期待されている社内チェック体制が十分に機能していなかった。

(2) システムによるチェック機能不備

SPE 社では、据付完了基準で売上計上する場合、据付完了報告書のサイン日を据付完了日として ERP システムに登録することにより売上が計上されるシステムとなっていた。もっとも、SL 処理を行った案件の ERP システム上の取扱いについては、明確なルールはなかった。そのため、SL 処理の場合は装置の据付を行わないことが前提となっているにもかかわらず、ERP システムでの売上計上のためには、SL の合意日、又は合意と同月の任意の日、若しくは装置の出荷

日又は装置の出荷日と同月の任意の日のいずれかを、「据付完了日」として ERP システムに登録する運用となっていた。その結果、ERP システム上では、どの案件が SL 処理されたのか、また SL 処理をした案件について事後的に据付が行われているかといった点を管理できる状態ではなかった。

このように、SPE 社のシステムは、そもそも SL 処理に関するチェック機能を有していなかった。

4 コンプライアンス意識・リスク認識の甘さ

関与者は、SL 処理の条件として、顧客が装置の据付を放棄する必要があることは十分に理解しながら、SL への署名を敬遠する顧客に対し、SL 処理の条件と明らかに矛盾する SSL を用いた運用を行っており、コンプライアンス意識が不十分であることが指摘できる。また、SL と矛盾する SSL を顧客に交付することの法的リスクについても認識が甘いことが指摘できる。

第4 再発防止策の提言

1 収益認識基準の見直し

SPE 社が採用する据付完了基準を前提とすると、専ら顧客側の都合により、据付時期が延期となった場合、SPE 社が据付作業を実施できない状態が継続する。また、顧客側で SPE 社に据付させる権利を放棄しない限り、SPE 社は SL 処理による売上計上をすることもできない。本件不適切行為は、このようなジレンマの中で生み出された方策である。そのため、当委員会としては、このような収益認識基準に係る構造的な課題を解決することが、再発防止の観点から最も重要であると考えている。

再発防止策として、まずは SL 処理の廃止も含めた SL 処理の在り方を見直すことが必要である。装置の納入後に顧客が当該装置を転売するといった極めて例外的な場合を除き、顧客が装置の据付を放棄することはなく、ほとんどすべての SL 案件において事後的な据付がなされている。このような SPE 社のビジネス実態に照らすと、そもそも SL 処理を存続する必要があるのかという点、また仮に存続させるとしても、顧客が将来的な据付を明示的に放棄していない案件においては、SL 処理により当該装置にかかる契約は一旦終了となること及び将来的に据付作業が必要になった際には当該据付作業は新たな発注として別契約を締結する必要があることを SL に明記するという点を検討する必要がある。

また、たとえば装置の引渡時と据付時でそれぞれ収益認識できる基準や、顧客の都合で据付時期が未定となった場合に収益認識できる基準など、SPE 社のビジネスの変化に応じた収益認識基準の導入を検討することも考えられる。

2 業務プロセスの周知・徹底

SPE 社では、SL 処理における業務フロー（第 2 の 3(2)イ）が定められていたが、これが明文化されていなかったことにより、本来は経理財務責任者の指示を仰がなければならないにもかかわらず、この手続きを経ずに SL 処理がなされていた。仮に SPE 社で業務フローが周知・徹底されていたとすれば、本件不適切行為を感知できた可能性は否定できない。

したがって、SPE 社において収益認識基準に係る業務プロセス全体を改めて点検し、その明確化を図ったうえで、関係者への周知・徹底を図るべきである。

3 社内チェック機能の拡充

SL 処理の業務フローでは、営業部門のみならず管理部門も関与していたにもかかわらず、本件不適切行為を防ぐことができなかった。今後 SL 処理の運用を見直す必要がある点は上記 1 のとおりであるが、SL 処理に限らず、通常と異なる特殊な案件について、担当者だけの判断で終わらせず、複数人の目によるチェックがなされる業務フローを整えるとともに、業務フローに携わる者全員がその特殊性を十分に認識し、かつ慎重に検討・判断する体制を構築することが望ましい。

また、社内システムにおいて、特殊な案件を自動的に検出できる仕組みや随時トラッキングできる仕組みを導入することも再発防止策として有用であると考ええる。

4 コンプライアンス教育の実施

当委員会としては、本件不適切行為の発生を踏まえ、SPE 社全体のコンプライアンス意識を高めるためには、たとえば役職員全員が当事者意識をもってコンプライアンスに取り組む必要があるというような経営トップの明確かつ強いメッセ

ージを發し、トップダウンでコンプライアンス經營を推進していく意思を表明することが重要であるとする。

また、本件不適切行為の事象を踏まえたコンプライアンス教育を拡充することも SPE 社のコンプライアンス意識を醸成するためには有用であるとする。

以上